

みんなの男女共同参画講演会

仕事も家庭も欲張って生きる女性記者の35年

講師 石野 伸子さん(産経新聞大阪本社編集局編集委員)

本年は男女共同参画社会基本法制定10周年です。男女共同参画週間(6月23日~29日)に合わせて、三原市教育委員会主催、みはらウイメンズネットワーク企画による講演会を、6月6日(土)市民福祉会館で開催しました。

石野さんは、講演会のはじめに「私の人生を丸ごとお話しします。」と述べられました。

女性記者が少ない現状

入社当時は女性の深夜労働の制限により、夜遅くなったら帰宅を促されていた。

「男女雇用機会均等法」が施行されて以降、女性記者が増えてきた。現在、記者全体の中に女性記者が占める割合は14%。10年前は10%を割っていた。均等法もなかった時代に新聞記者となり35年働いてきた。

子育てをしながらの共働き生活が始まる

26歳で子どもができて、はじめて社会の壁を感じた。夫婦で子育てをめぐっての話し合いは喧嘩になることもしばしばであった。

記者としての転機は平成7(1995)年阪神・淡路大震災

女性の視点での実感を記事にした。自分の体験をもとにした内容で、共感を呼ぶ記事が書けるようになった。

男女共同参画社会の実現には女性が経済力をつける必要がある

その人の思いが生き方に関わってくる。個人としてどう生きていくか、自分を大事にしていくことが必要である。

子育てを終了後夫婦でどう向かい合うか

夫婦でどう家事を分担していくか、夫婦それぞれがどう生活していくのか、一人ひとりの生活観を見直してみる。家庭生活の中で幸福感はどう得られるのか、人生で何が大切なのかを見つめ、お互いの自立をめざしていきたい。

プロフィール

昭和49(1974)年産経新聞大阪本社入社。文化部長編集局次長を経て2005年東京本社編集局編集委員。単身赴任生活をまとめた「女50歳からの東京ぐらし」を出版。昨年10月から大阪本社勤務。

男女共同参画講演会



石野さんの前向きな思いが人生を切り開き、ご自身の成長につながったのだと思います。

男性と比べると女性の勤続年数は短く、管理職比率も低い水準にとどまっています。働く女性が結婚や出産、育児期に悩み仕事を辞めていく実情もあります。「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)につながる就労形態・就労時間等を踏まえた多様な働き方を、市民・企業・行政が連携して取り組むことが必要です。

固定観念にとらわれず、自分に向き合い、あきらめることなく自分がやりたいことを見つめてみませんか。

「男女雇用機会均等法」について

昭和60(1985)年公布、昭和61(1986)年4月1日施行。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律。

均等法が施行されて以降、法制度上は男女の均等な機会及び待遇の確保は大きく進展した。

女性の職域の拡大を図り、男女の均等取扱いを一層促進する観点から、労働基準法の改正により、平成11(1999)年4月から満18歳以上の女性の深夜労働の規制等が解消された。

乳がん・子宮がん検診を受けましょう

三原市では平成21年度、乳がん検診・子宮がん検診の自己負担を無料とし、女性のがん対策を重点的に取り組んでいます。

毎日を明るく健やかに暮らすためにもがん検診を毎年受診し、がんの早期発見・早期治療を心がけましょう。

<お問い合わせ先 保健福祉課 電話0848-67-6053>